

# 県庁舎跡地活用室

## 県庁舎跡地活用について

### 【目 的】

県庁舎跡地は、岬の教会や長崎奉行所、四代に渡る県庁舎などが置かれ、その後も長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた歴史的に重要な土地であるとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産です。これらを踏まえ、県民をはじめ観光客も集い、憩える、今まで長崎のまちにはなかった新たな賑わいの場を創出します。

### 【概 要】

県庁舎跡地の活用については、これまで二度にわたる懇話会からの提言や、県議会でのご議論、県民の皆様からのアイデア募集、さらには各分野で活躍されている有識者の方々からのご意見などを踏まえながら検討してきたところであり、先般「県庁舎跡地整備方針（案）」としてとりまとめ平成31年2月定例会にお示ししました。

今後、整備方針（案）については、経済団体など関係者の皆様にご説明し、ご意見を伺ったうえで整備方針として決定し、その後、基本構想の策定に取り組むこととしています。

#### < 県庁舎跡地整備方針（案）の概要 >

##### 整備の基本的考え方

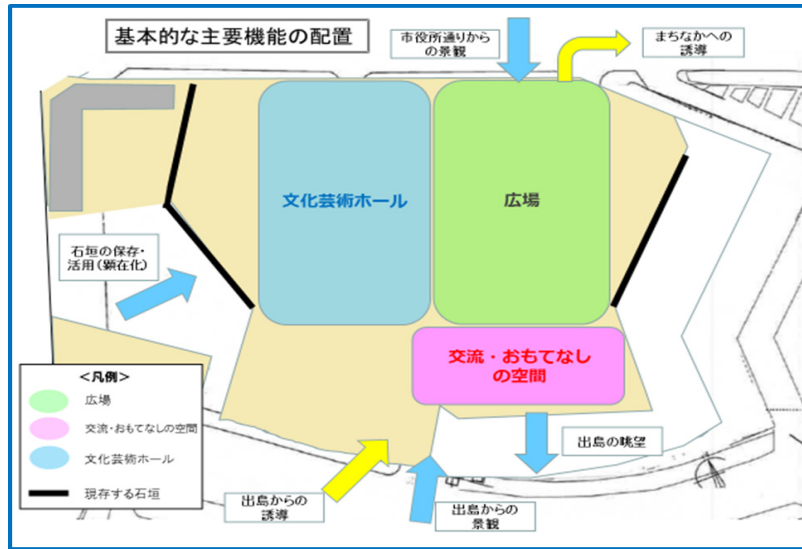
県民の貴重な財産である県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、賑わいの創出や交流人口の拡大につながる整備を実現するため「賑わいと憩いの場を創出する広場」「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置するとともに、その連携により相乗効果を発揮させる。

##### 整備・運営について

「広場」と「交流・おもてなしの空間」は県が、「文化芸術ホール」は市が整備・運営主体となる。

##### 主要機能の配置の考え方

- ・ 広場は、市役所通りからの景観を確保するため旧県庁舎本館の正面玄関前に配置し、新たな賑わいの創出のためのイベント開催に対応できるよう一定の面積を確保する。
- ・ 交流・おもてなしの空間は、出島の眺望や出島からの景観を確保するとともに、石垣上と下とを結びつけ、出島からの観光客を誘導するため、出島に面した位置に配置する。
- ・ 文化芸術ホールは、出島や周辺地域からの景観に配慮し、旧県庁舎本館の跡地部分に配置する。



### 今後のスケジュール

- ・ 2024年度もしくは2025年度に整備完了予定
- ・ 先行して整備可能な箇所から整備に着手し、段階的に供用

### 【経過】

平成21年2月	県庁舎跡地活用プロジェクト会議の設置（県市での検討機関）
平成22年1月	県庁舎跡地活用懇話会の提言（基本理念等）
平成26年4月	県庁舎跡地活用検討懇話会の提言（用途・機能）
平成28年2月	「広場」「交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの方向性を中心に検討を進めていく旨を県議会に説明
平成30年11月	「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」を県議会に説明
平成31年2月	「県庁舎跡地整備方針（案）」を県議会に説明